

「一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止届出に係る意見聴取結果」の公表について

道路運送法第15条の2に基づき、山梨交通株式会社から令和7年3月31日付けで届出があった一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更（路線廃止）届出に係る関係地方公共団体に対する意見の聴取を行いました。意見聴取結果は以下のとおりです。

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止届出に係る意見聴取結果について

ア 届出の件名及び番号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止届出

公示番号：中運公第3号

事案番号：中運自旅一第1410号（山梨交通株式会社）

イ 意見の聴取の日時及び場所

① 富士市、静岡県実施分

令和7年5月23日（金）15：00～16：00

静岡県静岡市駿河区国吉田2丁目4－25

静岡運輸支局大会議室

② 静岡市、静岡県実施分

令和7年5月26日（月）9：30～10：00

静岡県静岡市駿河区国吉田2丁目4－25

静岡運輸支局大会議室

ウ 意見の聴取に出席した被聴取者の氏名

① 令和7年5月23日（金）実施分

静岡県交通基盤部地域交通課主査

廣津 知子

富士市都市整備部都市計画課統括主幹

興石 計之

富士市都市整備部都市計画課主査

齊藤 崇

② 令和7年5月26日（月）実施分

静岡県交通基盤部地域交通課主査

廣津 知子

静岡市都市局都市計画部交通政策課課長補佐兼係長

三輪 孝志

静岡市都市局都市計画部交通政策課主査

漆畑 綾沙子

エ 意見の聴取概要と被聴取者の陳述の要旨

別紙1，2のとおり

オ 意見の聴取の結果

旅客の利便を阻害するおそれがないと認められないため、繰上げをすることは困難。

実施日：令和 7 年 5 月 23 日（金）

参加自治体：静岡県、富士市

### 【意見聴取概要】

- ・路線（大北・蒲原中学校線）廃止後の地域への影響
- ・路線廃止後の利用者利便の確保方策（代替交通機関の確保等）の有無
- ・路線廃止予定日の繰上げの可否及び繰り上げ可能な場合その範囲
- ・その他参考となること

### 【陳述要旨】

#### 「富士市」

大北・蒲原中学校線の廃止について、当該路線でしか通らないルートもあり、そこへの影響があると考えている。また、富士市の中で該当する地区は松野地区と富士川地区になり、その両地区に山梨交通の路線バスに繋ぐような、フィーダーとなるデマンドタクシーの運行を行っているので、当該路線の廃止に対して一定程度対応できると考えているが、時間帯によっては利用者がそれなりにいる便もあり、デマンドタクシーでは旅客利便を確保できないと考えられる。代替交通の確保を検討中であるため、廃止予定日の繰上げは難しい。

#### 「静岡県」

大北線については蒲原病院線という地域幹線系統を走っていることに加え、蒲原中学校線は蒲原病院線以外の部分をカバーしているエリアもある。利用としては大半が富士川駅で降りることが多いが、富士市から静岡市側に通勤で利用している方も少なからずいるという話も聞いている。関係する市も含め、蒲原病院線もセットで検討を進めていく必要がある。静岡県生活交通確保協議会では 5 月 22 日にバス専門部会を開催し、各市の交通会議で協議をするよう要請した。市による代替交通手段の確保や市民への説明の時間を踏まえると廃止予定日の繰上げは不要と考えている。

実施日：令和 7 年 5 月 2 6 日（月）

参加自治体：静岡県、静岡市

【意見聴取概要】

- ・路線（大北・蒲原中学校線）廃止後の地域への影響
- ・路線廃止後の利用者利便の確保方策（代替交通機関の確保等）の有無
- ・路線廃止予定日の繰り上げの可否及び繰り上げ可能な場合その範囲
- ・その他参考となること

【陳述要旨】

「静岡市」

山梨交通や富士市から頂いた OD 調査の結果を確認したところ、静岡市内バス停の利用人数は少なく範囲も小さいため、大北・蒲原中学校線廃止の静岡市内への影響は限定的なものと考えている。由比蒲原病院線が近隣を走っており、タクシーも配置されている地区である。蒲原病院への通院状況を見ると、大北・蒲原中学校線の利用者数は少なく、帰りは別の交通手段を使っている様子が伺える。今後、市民への説明、公共交通会議への付議を行うため、廃止予定日の繰り上げは行わないでいただけるとありがたい。

「静岡県」

大北・蒲原中学校線について、富士市で行った乗降調査によると、蒲原病院までのバス停で降りる人が大多数で、その後の利用者を見ると限定的に見受けられる。静岡市では他に代替交通があるため、引き続き静岡市で交通手段が確保できるよう、市の交通会議でしっかり説明、協議するようお願いした。廃止予定日の繰り上げについては不要と考えている。